

定例記者会見報告事項 (平成 21 年 10 月 22 日)

担当課	健康長寿課
電話番号	47-1039

事業名等	高齢者等火災警報器設置促進事業の開始について
------	------------------------

1. 事業の概要

平成 23 年 5 月末に期限を迎える、新築以外の住宅用火災警報器の設置について、65 歳以上の一人暮らし高齢者や 70 歳以上の高齢者のみ世帯、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者福祉手帳 1 級を所持しているかたの居られる世帯に対して、市が無料で火災警報器（壁・天井に設置し、音声及びブザーにより異常を知らせる）1 台を配布するとともに、希望者には取り付けを行う。

その他の条件等

※施設入所者、及び公営住宅入居者は対象外とする。

※平成 21 年 10 月 1 日現在において市内に住民登録があり、現に在住していること。

取り付けについては、緊急雇用制度を利用して、2 名の臨時職員を採用予定。→12 月に設置開始できるよう採用する。（ハローワークを通じて）

2. 事業の目的

火災の被害者になりやすいと考えられる高齢者や身体障害者等の方を火災の被害から守り、安全で安心な生活環境づくりを支援する。

この度は、機器の配布のみならず、対象者の身体状況に配慮し、希望者には機器取り付けも行うことで、実際に機器を利用できる状態にするまで支援することを目的としている。

3. 今後の事業計画

平成 21 年 11 月中旬を目標に申請案内を送付。返信用封筒で返送してもらった後、平成 21 年 12 月 1 日から申請を受付し、順次配布及び取り付けを開始。平成 22 年 3 月末まで事業完了予定。